

高齢者施設・介護保険事業者 代表者各位

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長

川崎市における介護職員等処遇改善加算の取得に向けた個別相談窓口の設置について（周知）

日頃より、本市高齢者施策の推進に御理解・御協力いただき御礼申し上げます。

さて、介護職員等処遇改善加算の継続的な取得にあたっては、毎年度、計画書や実績報告書の提出などが必要です。そこで、本加算の算定対象となる介護サービスを提供する事業者において本加算の取得や上位区分への移行等に向けた支援を行うことを目的として、本加算に関する個別相談窓口を設置しましたので、お知らせいたします。

つきましては、本加算に関する相談やお問い合わせがある場合、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

【介護職員等処遇改善加算に関するコールセンター（川崎市）】

電話：045-211-5871（令和7年3月のみ、045-211-5872も増設）

メール：kawasaki-14@kaigo-center.or.jp

【本コールセンターの概要及び注意事項】

- 上記コールセンターは「公益財団法人 介護労働安定センター 神奈川支部」が川崎市の委託を受けて運営するものであり、川崎市による指定を受けた事業者向けの案内を行うものです。
- お電話でお問い合わせの場合、平日の9時から17時までの間に受け付けます。
（土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。）
- メールでお問い合わせの場合、原則として3営業日以内に回答します。
- 上記コールセンターでは、介護職員等処遇改善加算の内容や要件に関する御案内のほか、本加算の取得に向けた具体的な手続き方法（各種書類・様式の作成補助や、川崎市への届出提出に関する案内等）などについても可能な範囲で相談に応じます。（相談の内容によっては、他の関係機関等を御案内する場合があります。）
- 介護職員等処遇改善加算の取得に向けて必要となる賃金の改善やキャリアパスの設定、職場環境の改善、就業規則の整備などに関する専門的なご相談の場合には、社会保険労務士が対応します。
※まずは上記コールセンターにお問い合わせいただき、社会保険労務士との相談日などについて調整してください。
- 社会保険労務士による相談を含め、本コールセンターの利用料金はかかりません。（通話料等は利用者の負担となります。）
- 必要に応じて、本コールセンターから事業者宛てに、本加算の手続きに関する個別連絡を行う場合があります。（計画書や実績報告書の提出及び補正、未取得事業所への案内通知など）
- 本コールセンターによる案内・説明は、本加算の算定に向けた検討や具体的手続き等の円滑化を図るための技術的助言に留まるものであり、その説明内容によって損害等が発生した場合でも、本市は一切の責任を負いかねますので、御了承ください。
事業者の責任において本加算の算定要件等を十分に理解し、計画書・実績報告書などの各種様式の記載例等を入念に確認した上で、必要な手続きを適正に行ってください。

【令和 7 年度における介護職員等処遇改善加算の算定に関する注意事項】

- 本加算の算定要件（①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件）について、令和 6 年度末に経過措置が終了する見込みであるため、令和 7 年度に本加算を算定するためには、経過措置終了後の各種要件を満たす必要があります。
- 加算区分 V (1)～(14)は令和 6 年度までの経過措置区分であるため、令和 7 年度以降に本加算を算定する場合、加算区分 I～IVの取得要件を満たした上で移行する必要があります。
⇒令和 7 年度の要件見直し（経過措置終了）に関する個別の御相談等も上記コールセンターでお受けしますので、必要に応じてご活用ください。

【担当部署】

川崎市役所 健康福祉局
高齢者事業推進課 事業者指定係
メール：40kosui@city.kawasaki.jp